2017

SBIいきいき少額短期保険の現状



はじめに

皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、弊社の経営方針ならびに平成28年度(平成28年4月1日~平成29年3月31日) の業務及び財産の状況、事業の概況、財務の状況などをご説明するためにディスクロージャー誌「SBI いきいき少額短期保険の現状2017」を作成いたしました。

本誌が弊社の現状をご理解していただくためのご参考になれば幸いに存じます。

今後とも、一層のご支援ならびにご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

※ 本誌は、「保険業法第 272 条の 17 において準用する保険業法第 111 条及び同施行規則第 211 条の 37」に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務及び財産の状況に関する説明書類)であります。

会社の概要

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

社名SBI いきいき少額短期保険株式会社
SBI IKIIKI SSI Inc.資 本 金 36,000 千円
総 資 産 1,809,598 千円設立平成 19 年 7 月 3 日従業員数 53 名本社所在地東京都港区六本木 1-6-1

泉ガーデンタワー

目次

経営理念等とごあいさつ	2
平成 28 年度業績報告	4
■業績の状況	
■収支の状況	
■資産、負債および純資産の状況	
■会社の健全性を示す指標	
当社の取扱商品・サービス	8
■取扱商品	
■各種加入者サポートサービス	
■募集体制	
■お客様の声を経営に活かす取組み	
■保険金・給付金のお支払い状況	
会社概要	16
————————————————————————————————————	
■主要な業務の内容	
■経営の組織	
■株式の状況	
■取締役および監査役	
■従業員の在籍状況	
経営の状況	20
■コーポレート・ガバナンスの状況	
■リスク管理態勢	
■法令等遵守(コンプライアンス)態勢	
■指定紛争解決機関	
■個人情報保護への取組み	
■反社会的勢力への対応	
■ご契約者に対する情報提供	
■社会とのかかわり	
業績データ	34
■直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標	
■財産の状況	
■業務の状況を示す指標等	
■保険契約に関する指標等	
■経理に関する指標等	
■資産運用に関する指標等	

経営理念等とごあいさつ

経営理念

いきいきと輝く世代に向けて 支えあう「安心」と 共に歩む「やすらぎ」を提供し

一人ひとりのより良い人生を応援します

行動 指針

- お客さまと向き合い、お客さまの声を真摯に聞くことで、本当に必要な保障とサービスの提供、価値ある情報の発信を行います。
- コンプライアンスを心がけ、すべての方に公平・公正であり、健全な運営を行うことで社会的責任を果たします。
- 社員が自己研鑽を行い誠実に明るく働き、お客さまへの使命感に満ち、コミュニケーション豊かな職場づくりに取り組みます。

顧客中心主義に基づく業務運営方針

当社は、お客さま本位の業務運営のための取組みをより一層強化・徹底していくために、以下の「顧客中心主義に基づく業務運営方針」を公表いたしました。今後、顧客満足度など常にお客さまの視点からその取組みや成果を評価し、定期的に見直しを行ってまいります。

1.お客さまの最善の利益の追求

当社は、全役職員が社会正義に合致した正しい倫理的価値観を持ち、お客さま一人ひとりのより良い人生を応援するという経営理念を胸に、お客さまを中心とする公平・公正な業務運営を実施するとともに、お客さまの声を商品やサービスの改善に活かす取組みを推進し、お客さまの最善の利益を追求してまいります。

また、全役職員がこの方針の根幹となる「顧客中心主義」に沿って行動し、お客さまの最善の利益を追求する企業文化が定着するよう、引き続き従業員研修等の適切な社内体制の整備に取り組んでまいります。

2. お客さまにふさわしい商品・サービスの提供

当社は、少額短期保険の特性を活かし、お客さまのニーズに機動的にこたえる商品の開発に努める とともに、お客さまの多様なニーズにこたえるために、他の保険会社等との提携により商品ラインアップ やサービスの拡充に取り組みます。

また、ご提案に際しては、お客さまのご意向を把握し、ご意向に沿った商品・サービスのご案内に努めてまいります。

3.お客さまにとってわかりやすい情報提供

当社は、お客さまがご自身のご意向に沿った商品・サービスをお選びいただけるよう、お客さまに提供する情報の充実を図るとともに、お客さまの知識やご経験、商品の特性等を踏まえて、誠実でわかりやすい情報提供に努めてまいります。

4. 利益相反の適切な管理

当社は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に 管理し、業務を行ってまいります。

トップメッセージ

当社は、平成 14年に前身の共済会いきいき世代の会をスタートとし、平成 19年7月に少額短期保険の準備会社を設立、同年 10 月にいきいき世代株式会社として少額短期保険業者の登録を受けました。平成 25年には、SBI グループの一員となり、平成 26年に社名を SBI いきいき少額短期保険株式会社に変更し、現在に至っております。

創業以来、シニア世代のお客さまの要望にお応えし、順調に保有契約件数を伸ばしております。本年7月には設立10周年を迎え、保有契約6万件を突破いたしました。これもひとえにお客さまからのご支援の賜物であると厚く御礼申し上げます。

これまで当社は、営業面においては、SBI グループ各社での当社商品の販売促進、ラジオ、新聞、 テレビ等 CM 媒体の拡大、募集代理店数の増加、コールセンターによるアウトバウンド施策の充実等の 取組みを積極的に行った結果、新規のお客さまを増やすことができました。

さらに、商品面におきましては、当社の主たるお客さまであるシニア層の要望に応えるため、持病があっても加入できる引受基準緩和型商品、重病時の一時的な備えとしての疾病関係特約の開発、ご加入年齢上限の引上げ等を行ってまいりました。

業務面では、「お客さまの声」に基づく業務改善やシニア層にとってより分りやすいパンフレット等を目指すとともに、一層の業務の効率化を図り、サービス向上を進めてまいりました。また、業務運営の健全性確保のため、コンプライアンス・プログラムの策定・実行、リスク管理委員会の定期開催および年間を通じた内部監査の実施などを通じて、内部管理態勢を強化しております。

当社は、今後も「お客さまと向き合い、お客さまの声を真摯に受け止め、お客さまにご満足いただけるよう」、より一層のサービス向上に努めてまいります。

引き続き、皆様の一層のご支援とご愛顧を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

平成 29 年 7 月

SBI いきいき少額短期保険株式会社 代表取締役社長 高崎 誠治

平成 28 年度業績報告

業績の状況	5
収支の状況	6
資産、負債および純資産の状況	7
会社の健全性を示す指標	7

業績の状況

新契約件数は更新を含め、前年度比 24.8%増の 60,807 件(死亡保険 33,375 件、医療保険 27,432 件)、保有契約件数は前年度比 22.6%増の 57,070 件(死亡保険 31,079 件、医療保険は 25,991 件)となりました。

保有契約年換算保険料は前年度比 21.5%増の 3,040 百万円(死亡保険 1,389 百万円、医療保険 1,650 百万円)となりました。

※死亡保険、医療保険の数値には別書きとしない場合、それぞれ引受基準緩和型死亡保険 および 11 疾病保障特約、引受基準緩和型医療保険の数値を含む。







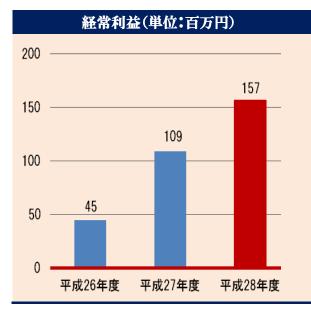
収支の状況

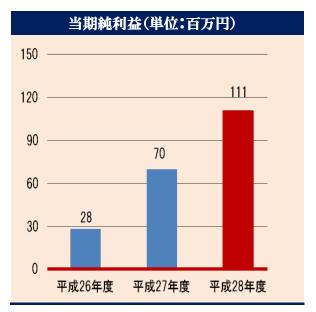
当事業年度の経常収益は、保険料等収入 4,113 百万円(収入保険料 2,798 百万円、再保険収入 1,314 百万円)、その他経常収益 91 百万円等 により、4,205 百万円となりました。

一方、経常費用は、保険金等支払金 2,303 百万円(保険金等 952 百万円、解約返戻金等 8 百万円、再保険料 1,342 百万円)、責任準備金等繰入額 96 百万円、事業費 1,602 百万円等により、4,047 百万円となったことから、当事業年度の経常利益は 157 百万円、法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を計上した結果、111 百万円の当期純利益となりました。





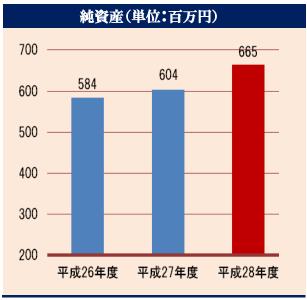




資産、負債および純資産の状況

当事業年度末の総資産は、前年度末比 16.3%増の 1,809 百万円、純資産額は、前年度末比 10.1%増の 665 百万円となりました。





会社の健全性を示す指標

保険金等の支払能力の充実の状況を示すソルベンシー・マージン比率は、前年度末に比べて 560.8 ポイント減少し 3130.7%となりましたが、依然高水準を維持しております。

(単位:千円)

項目	平成 27 年度末	平成 28 年度末
ソルベンシー・マージン総額(A)	858,328	957,980
リスク合 計 (B)	46,502	61,198
ソルベンシー・マージン比率 (A) 1/2×(B) ×100	3691.5%	3130.7%

また、保険業法上の純資産額は、以下の通り、昨年度より75,638千円増加し、724,270千円 となっております。

(単位:千円)

項目	平成 27 年度末	平成 28 年度末	
保険業法上の純資産額	648,632	724,270	

当社の取扱商品・サービス

取扱商品	9
各種加入者サポートサービス	12
募集体制	13
お客様の声を経営に活かす取組み	14
保険金・給付金のお支払い状況	15

取扱商品

【SBIいきいき少短の死亡保険】

保障内容

- ✓ 被保険者様が亡くなった際に、ご契約コースの保険金を指定の受取人様にお支払いします。
- ✓ コースは、<u>死亡保険金額 100 万円コース~900 万円コースまで</u>、100 万円単位の 9 種類をご 用意しています。

特 長

- ✓ 負担の少ない保険料でお葬式代程度を準備できる、とてもシンプルな保険です。
- ✓ 20歳~84歳の方ならどなたでもお申し込みいただくことができ、1年ごとに 89歳まで契約を 更新できます。

特約《11疾病保障特約》

- ✓ 「死亡保険に加えて、少しでいいから"重病時の一時的な備え"も欲しい」という要望に応えた 医療保障の特約です。
- ✓ 死亡保険の被保険者様が下記の 11 疾病にかかり、所定の状態となったり所定の手術を受けた場合、ご加入コース別の特約保険金をお支払いします。
 - 悪性新生物(がん) /急性心筋梗塞/拡張型心筋症/脳卒中/脳動脈瘤/ 慢性腎不全/肝硬変/糖尿病/高血圧性疾患/慢性閉塞性肺疾患/リウマチ
- ✓ 特約保険金額は主契約の保険金額(加入コース)によって決まります。
 - ※責任開始日から3か月以内に悪性新生物と診断確定された場合には、特約保険金をお支払いしません。
 - ※責任開始日から3か月経過後に悪性新生物と診断確定された場合でも、責任開始日から3 か月以内に悪性新生物と診断確定されており、その悪性新生物の再発・転移等と認められ る場合には、特約保険金をお支払いしません。

【SBIいきいき少短の医療保険】

保障内容

✓ 病気とケガの<1.入院、2.手術、3.先進医療>の3つを保障します。

入院保障	病気やケガの治療を目的に入院した場合、1 日目から 60 日目 まで保障します。
手術保障	日帰り手術を含む所定の手術を受けた場合にお支払いします。
先進医療保障	厚生労働省指定の先進医療を受けた場合に先進医療の技術 料に応じてお支払いします。

✓ コースは、入院給付金日額 1,000 円コース、3,000 円コース、5,000 円コース、10,000 円コー <u>ス</u>の 4 種類をご用意しています。

特 長

- ✓ 特約や満期金などはなく、必要な医療保障だけを組み合わせたシンプル設計です。
- ✓ 20歳~84歳の方ならどなたでもお申し込みいただくことができ、1年ごとに99歳まで契約を 更新できます。
- ✓ 傷病歴がある方でも、傷病・投薬の内容によっては「特別条件特則(特定疾病不担保)」を付加することでご加入いただける場合があります。

【引受基準緩和型死亡保険 あんしん世代[緩和型]】

保障内容

- ✓ 被保険者様が亡くなった際に、ご契約コースの保険金を指定の受取人様にお支払いします。
- ✓ コースは、<u>死亡保険金額 100 万円コース~900 万円コースまで</u>、100 万円単位の 9 種類をご 用意しています。

特 長

- ✓ 当社従来の死亡保険の特長はそのままに、傷病歴がある方でも加入しやすいように設計された保険です。
 - ※当社従来の死亡保険に比べ保険料が割増しされています。
 - ※詳細な告知をいただくことで、保険料の割増しがない当社の死亡保険にご加入いただける 場合があります。
 - ※責任開始日から6か月以内の死亡保険金の支払金額は、保険金額の50%になります。

【引受基準緩和型医療保険 新いきいき世代[緩和型]】

保障内容

✓ 病気とケガの<1.入院、2.手術、3.先進医療>の3つを保障します。

入院保障	病気やケガの治療を目的に入院した場合、1日目から60日 目まで保障します。
手術保障	日帰り手術を含め、対象の 89 種類の手術を受けた場合に お支払いします。
先進医療保障	厚生労働省指定の先進医療を受けた場合に先進医療の技 術料に応じてお支払いします。

✓ コースは、入院給付金日額3,000円コース、5,000円コース、10,000円コースの3種類をご用意しています。

※3,000 円コースは、責任開始時または更新時に80歳以上の方のみが選択できるコースです。

特 長

- ✓ 傷病歴がある方でも加入しやすいように設計された医療保険です。
 - ※当社従来の医療保険に比べ保険料が割増しされています。
 - ※詳細な告知をいただくことで、保険料の割増しがない当社の医療保険にご加入いただける 場合があります。
 - ※責任開始日から6か月以内の給付金の支払金額は50%に削減されます。

当社のいずれの保険も!

- 保険期間1年間の掛け捨て型保険です。
- 保障に加え、毎日を安心してお過ごしいただくための充実のサポートサービスを付帯しています。
- ※商品の概要を説明しています。商品の詳細につきましては、「ご契約に際しての大切な事柄(契約概要、注意喚起情報等)」、「パンフレット」等の資料を必ずご覧ください。





各種加入者サポートサービス

当社ではご加入者様の暮らしをサポートするため、充実のサービスを提供しています。主なサポートサービスは下記のとおりです。

24 時間無料電話健康相談サービス

24 時間いつでも無料で、医師・保健師・看護師などの専門スタッフに電話相談ができます。医療や健康のことだけでなく、不意のケガへの対処法や、育児や介護のことまで、幅広いご相談にお答えします。

セカンドオピニオンサービス (ベストドクターズ®・サービス*)

よりよい医療を選択するため、診断結果や今後の治療方針などについて、主治医とは別の医師に意見を聞くことができます。病状に応じて最適と思われる各分野の優秀な専門医をご案内します。 ※ベストドクターズ・サービスは、米国ベストドクターズ社(Best Doctors, Inc.)が提供するサービスで、医師同士の相互評価で高い評価を得た日本国内の医師をご案内いたします。ベストドクターズは Best Doctors, Inc. の登録商標です。

こころのサポートサービス

重い病気や過度のストレスなどでこころのケアが必要なとき、電話や面談にて、臨床心理士によるカウンセリングが受けられます。

人間ドック優待サービス

「聖路加国際病院附属クリニック・予防医療センター」および「東京国際クリニック」の人間ドックを特別料金でご利用いただけます。

募集体制

当社では、通信販売方式を主体とする保険募集を行っております。平成 25 年度からはインターネットによる申込みの取扱いを開始し、お客様の更なる利便性向上を図っております。

また、対面販売として募集代理店チャネルの拡充を進めており、生損保専業代理店、企業代理店、個人代理店を中心とした代理店網の整備を進めております。

保険募集を行うにあたっては、以下の点に留意しております。

- ① 広告やお客様へ提供する募集文書の内容および表現について、事前にコンプライアンス担 当部署の審査を受け、適切な管理のもとで、適正な告知、説明を行っております。
- ② コールセンターにおいては、電話対応のマニュアルを整備し、常時話法に問題が無いかをチェックする管理体制を整えております。
- ③ コールセンターのオペレーターをはじめ、保険募集に関わる職員に少額短期保険募集人の 資格取得および登録を義務付けています。
- ④ 代理店指導および教育については、少額短期保険募集人試験講習や代理店設置時にコンプライアンスマニュアルに沿って導入研修を実施し、その後は定期的に代理店点検を実施し、法令遵守を指導しております。

勧 誘 方 針

- 1. 法令を遵守し、社会全体のルールを踏まえ、適正な販売活動を行います。
- 2. お客さまからのご意見、ご要望をお聞きし、商品内容を正しくご理解いただけるよう努めます。
- 3. お客さまからのお申し込みを誘導するのではなく、あくまでもお客さまにとって最適と思われる 選択をお考えいただけるようご案内します。
- 4. お申し込みに際しては、お客さまから漏れなく正しい告知をいただくことができるようご案内します。
- 5. お客さまの個人情報については、法令や社内規程に則り、業務の遂行に必要な範囲内での 使用に限定し、厳重に管理します。

SBIいきいき少額短期保険株式会社

お客様の声を経営に活かす取組み

■ 取組み内容・態勢

当社では、お客様窓口としてコールセンターを設置しており、お客様からの様々なお問い合わせに対応しております。新契約関係、保険金・給付金等の支払関係についてさらに詳しい説明が必要な場合は、それぞれの部門の担当者が、丁寧にわかりやすい説明を行っております。

お客様の声のうち、平成28年度に「苦情」とされる件数は、210件となり、ほぼ前年並みとなりました。当社にお寄せいただいた苦情を含めた「お客様の声」は、社内にて調査・分析を行い、関係部門で業務改善等を検討のうえ、実施可能な事項については順次改善を進めてまいります。

今後も「お客様の声」を真摯に受けとめ、業務改善を行い、「お客様満足の向上」に繋げることにより、より一層ご支持いただける会社となれるよう努力してまいります。

苦情の受付状況並びにお客様の声から業務改善に至った年度別改善件数と主な改善事例は、以下の通りであります。

■ 苦情の受付状況

項目	平成 27	年度	平成 28 年度	
切 日	件数	占有率	件数	占有率
新契約関係	99	46.9%	137	65.2%
収納関係	15	7.1%	17	8.1%
保全関係	29	13.7%	15	7.1%
保険金·給付金	9	4.3%	15	7.1%
その他	59	28.0%	26	12.4%
総計	211	100.0%	210	100.0%

■お客様の声を活かした改善状況

改善	件数	主なお客様の声	対応内容
28		保険料のクレジットカード払いを	インターネット申し込みに限定していた保険料のクレ
年	3件	インターネット申し込み以外でも	ジットカード払いを、全ての新規の申し込みで選択で
度		できるようにしてほしい。	きるように改定
27		保険証券が送られてくるのが遅	保険証券は、責任開始日翌月中旬に送付していまし
年	3 件	いので、もっと早く送付してほし	たが、承諾した日の3営業日後に発送するように改定
度		N _o	
26	6件	入院給付金の請求について、	ご加入年数、特別条件の有無、入院日数等、一定の
年		診断書に代えて領収書等の提	条件を満たした請求については、入院状況申告書お
度		出で済むような簡易な方法にし	よび病院発行の領収書(写し)をご提出いただくこと
及		てほしい。	で、給付金請求を受け付けるように変更
25			従来別々に送付していた更新案内と更新証を同時に
年	12 件	 更新証が届かない。	発送する運用に変更した際に発生したため、更新案
1 '	14 11	天利皿//*/田//*/よ\ '。	内と更新証を送付する封筒を専用封筒に変更し、封
度			筒表に同封物がわかる案内を記載

保険金・給付金のお支払い状況

■ お支払い業務における基本方針

保険金・給付金のお支払いは、保険会社として必要不可欠な基本的かつ最も重要な業務です。 当社は、その認識のもと、適時・適切な保険金・給付金のお支払い業務を行っていくことが、当社 の責務であると考えています。当社では保険金・給付金のお支払い業務はもちろんのこと、迅速 かつ適切にお支払い業務が遂行されるよう態勢整備や組織強化に日々努めております。

■ お支払い業務の態勢

当社は、保険金・給付金を確実かつ迅速にお支払いすべく、複数の担当者による支払可否判断のチェックや、支払査定時の注意事項をまとめた支払査定基準・業務マニュアルに基づいた査定態勢の構築などを行っています。また、支払進捗管理表を作成し、進捗管理を行うとともに、保険金・給付金請求の資料を送付したにもかかわらず返信のないお客様に対し、請求支援管理表を作成し、請求支援を積極的に行っております。

一方、体制面においても、適正な人員確保、担当者の育成・教育など組織強化の整備を図っています。また、高度な医的判断を必要とする場合は、外部の医師等の専門家の見解を求める仕組みを構築しています。

■ お支払い業務の管理態勢

取締役会は、適時・適切な保険金・給付金のお支払いが健全かつ適切な業務運営の確保に重 大な影響を与えることを十分認識し、自己責任原則に基づく適切な経営管理機能の発揮のもと、 保険金・給付金のお支払い業務を統合的に管理できる態勢を整備しています。

保険金・給付金のお支払い業務を担当する部門は、他の関連部門と密接な連携を行い、お支払い業務だけでなく、保険商品の勧誘時や販売時等にも適切な対応が行われるよう努めています。例えば、新商品開発時には、保険金・給付金のお支払いを適切に行うため、商品開発部門とお支払いの担当部門が連携し、商品の内容や約款の解釈について認識の共有化を図っています。

■ お支払いの状況(平成28年度)

区分		保険金				
		死亡 保険金	入院 給付金	手術 給付金	その他	合計
お	支払い件数	158 件	3,675 件	3,066 件	36 件	6,777 件
ま	3支払い非該当件数	14 件	52 件	54 件	0 件	106 件
	告知義務違反による解除	14 件	1件	0 件	0 件	1件
	免責事由に該当(※1)	0 件	4 件	4 件	0 件	8 件
	支払事由に非該当(※2)	0 件	47 件	50 件	0 件	97 件

- ※1「特別条件特則」に該当や契約者・被保険者の故意など、約款に規定する免責事由に該当するもの。
- ※2 責任開始日前発病、手術非該当など約款に規定するお支払い要件に該当しないもの。

会社概要

沿革	17
主要な業務の内容	18
経営の組織	18
株式の状況	19
取締役および監査役	19
従業員の在籍状況	19

沿革

沿单			
平成 14 年	7月	共済会「いきいき世代の会」設立	
(2002年)	10月	医療共済「いきいき世代」募集開始	共
平成 17 年	4月	医療共済「いきいき世代」加入者 1 万名突破	済
	11月	保障 90 歳延長等給付開始	会
平成 18 年	10月	医療共済「いきいき世代」加入者2万名突破	
平成 19 年	7月	準備会社設立(「いきいき世代の会プランニング株式会社」)	
(2007年)	8月	「いきいき世代株式会社」へ商号変更	
	11月	少額短期保険業者 関東財務局長(少額短期保険)第8号登録	
平成 20 年	2月	医療保険「新いきいき世代」販売開始	
平成 21 年	12月	死亡保険「あんしん世代」販売開始	
平成 24 年	3月	保有契約件数 3 万件突破	
平成 25 年	3月	SBI少短保険ホールディングス株式会社が親会社となり、SBIグ	現
		ループの一員となる	会
	4月	医療保険「新いきいき世代」の保障年齢を 100 歳まで延長	社
	8月	インターネット申込み、保険料のクレジットカード支払い開始	
平成 26 年	1月	引受基準緩和型医療保険「新いきいき世代(緩和型)」販売開始	
	6月	社名を「SBI いきいき少額短期保険株式会社」に変更	
	10月	・引受基準緩和型死亡保険「あんしん世代(緩和型)」販売開始	
		・死亡保険「あんしん世代」の引受保険金額を 900 万円まで拡大	
平成 27 年	6月	保有契約件数 4 万件突破	
平成 28 年	2月	・死亡保険「あんしん世代」を「SBIいきいき少短の死亡保険」と	
(2016年)		販売名称を変更するとともに死亡保険に付加できる「11 疾病保	
		障特約」を発売	
		・医療保険「新いきいき世代」の保障内容をリニューアルするとと	
		もに販売名称を「SBIいきいき少短の医療保険」に変更 ・全ての商品のご加入年齢上限を 79 歳から 84 歳に引上げ	
	7月	保有契約件数 5 万件突破	
	9月	医療保険に「1,000円コース」新設	
	12月	SBI グループ少短 3 社による相互クロス販売開始	
	12 /7	(当社、SBI リスタ少額短期保険、日本少額短期保険)	
平成 29 年	3月	SBIグループの保険事業の体制変更	
(2017年)	- / •	親会社のSBI 少短保険ホールディングス㈱は新設のSBI インシ	
		ュアランスグループ(株)の傘下となる	

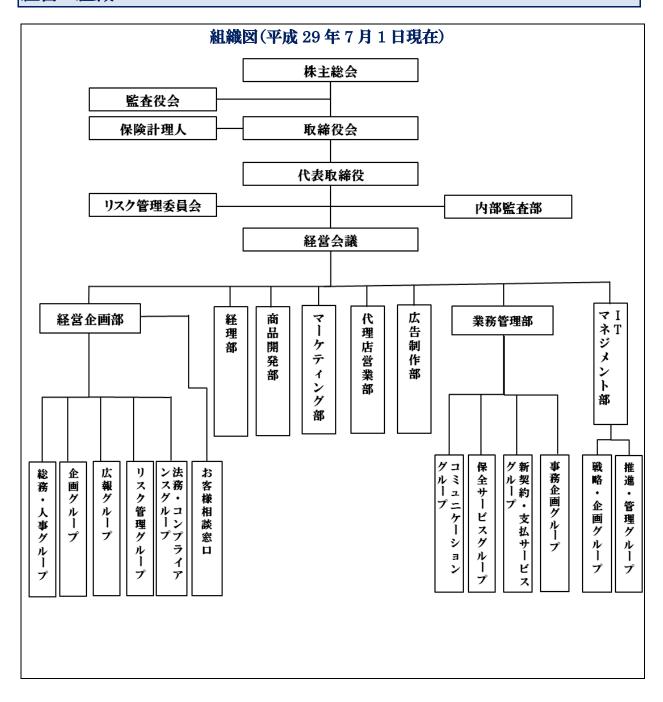
7月

保有契約件数 6 万件突破

主要な業務の内容

保険業法第 272 条第 1 項の登録に基づき、少額短期保険業者として保険業法第 2 条第 17 項に係る保険の引受を行っております。

経営の組織



株式の状況

■ 株式数および株主数(平成29年7月1日現在)

発行可能株式総数	2,880 株
発行済株式	720 株
株主数	1名

■ 主要な株主の状況(平成29年7月1日現在)

株主の氏名又は名称	当社への出資状況		
株主の氏石文は石林	持株数(株) 持株比率(%		
SBI 少短保険ホールディングス株式会社	720	100.00	

取締役および監査役(平成29年7月1日現在)

地位/役職名	氏 名
代表取締役社長	髙﨑 誠治
取締役	上原 一晃
取締役	千葉 竜介
監査役	本間 尚登
監査役(社外)	小松澤 仁
監査役(社外)	今村 秀見

従業員の在籍状況

ロン	平成 27 年度末	平成 28 年度末		
区分	在籍数	在籍数	平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	41 名	53 名	43.8 歳	3.3 年
(内、嘱託・パートタイマー等)	(13名)	(20名)	(47.3 歳)	(1.8年)

[※]従業員数()内には、嘱託・ハートタイマー及び受入出向者の人員数を内数で記載しております。

[※]当社に営業職員は在籍しておりません。

経営の状況

コーポレート・ガバナンスの状況	21
リスク管理態勢	23
法令等遵守(コンプライアンス)態勢	25
指定紛争解決機関	26
個人情報保護への取組み	27
反社会的勢力への対応	31
ご契約者等に対する情報提供	32
社会とのかかわり	33

コーポレート・ガバナンスの状況

当社では、経営の健全性、透明性、迅速性を維持するため、経営の監視・監督機能の充実および内部統制・内部監査機能を行う体制を確保することを重要な経営課題と位置付け、有効に機能するコーポレート・ガバナンス態勢を構築しております。

具体的には、以下のような機関を設け運営しております。

■ 取締役会

取締役会は、原則月1回の開催により、取締役の職務の執行を監督する責務を負うとともに、 適正な業務執行を決定する機関として機能しております。

■ 経営会議

常勤取締役、執行役員および部門長から構成される経営会議を原則月 1 回開催し、業務執行に関わる重要事項について、報告および審議を行っております。個別案件については、審議した結果をスピーディーに業務遂行に反映させ、その重要性や緊急性に応じて、取締役会やリスク管理委員会へ上申(審議・報告)しております。また、プロジェクトチームへのフィードバックや新規プロジェクトの発足等、様々な視点からチェック・監視機能を確保すべく機動的な運営のしくみを構築しております。

■ リスク管理委員会

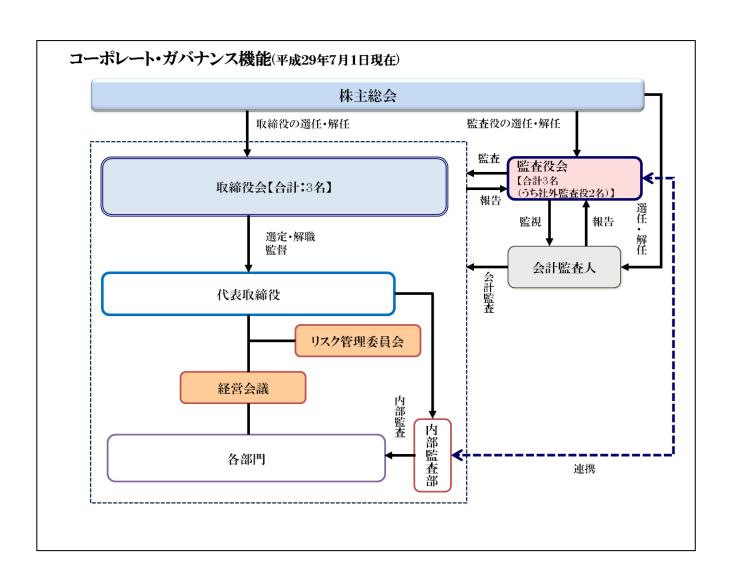
当委員会は、全社的な立場でリスク情報の把握やその対応方針および方策の立案等を実施し、リスク管理に関する一元的な体制を確立し、リスク管理の徹底を図ることを目的として、原則四半期 1 回さらに必要に応じて開催しております。また、当委員会にて報告・審議された内容は、取締役会へ定期的に報告することにより、適時、リスクの把握およびモニタリング機能を果たすよう努めております。

■ 監査役会・内部監査部

監査役会は、独立した機能として、各監査役の取締役会への出席を通じて、取締役の職務執行状況をモニタリングし、妥当性・公正性を踏まえた健全な経営に寄与するとともに、業務および財産の状況を、法令および定款等に従い監査を組織的に実施しております。また、内部監査部は、監査役会と連携をとりつつ、独立的な立場から内部監査を実施し、業務の適切性、リスク管理及び法令遵守の状況等を客観的に評価し、改善提案を行うとともに、内部監査結果を取締役会に報告しております。

■ その他社内ルール等

各種基準・規則等を定めた社内規程やマニュアル・ルールが整備されているため、職務権限に従った承認手続きが実施され、各業務が厳格および厳正に遂行されるべく機能しております。



リスク管理態勢

当社では、保険引受リスク、オペレーショナルリスク、資産運用・流動性リスク、個人情報漏えいリスク、法務リスク、雇用・労務リスク、風評リスク、信用リスク等の様々なリスクをコントロールし、

- I. 事前の予防(早期発見)
- Ⅱ. 損失の評価・原因分析(正確かつタイムリーな状況把握と報告体制)
- Ⅲ. 対応策の実施(迅速かつ的確な対応)

を実践するために、以下のような体制を構築しております。

■ リスク管理委員会の設置

全社的な立場でリスク情報の把握やその対応方針およびその方策の立案等を実施し、リスク管理に関する一元的な体制を確立するため、独立した組織として「リスク管理委員会」を設置しております。機動的な運営により、問題・原因の早期発見に努め、未然の事故防止などに心がけております。また、リスクの監視体制のもと、取締役会等への正確かつ的確な報告・協議を行っております。

リスク管理委員会における主な審議・報告事項は以下の通りであります。

- ・ リスク管理に関する基本方針の制定および改廃
- 自己査定、償却引当基準の制定および改廃
- ・ セキュリティー・ポリシーやコンティンジェンシープラン等のリスク管理に関する社規・社則等の制 定および改廃
- リスク審査やリスクリミットの設定
- ・ リスク管理状況の報告
- ・ その他重要・緊急案件の検討、対応策の立案等

■ 危機管理体制の整備

当社の経営に多大な影響を及ぼす地震や火災、伝染病などの災害や個人情報漏えいなどの犯罪などの有事に対して、迅速かつタイムリーな対応および正常な業務活動の早期回復を図ることを目的とした「危機管理基本方針・規程」や「災害対策マニュアル」を設け、有事の組織編成や管理・運営方針を定めております。また、保険引受リスクについては、再保険の付保を行い、格付けの高い再保険会社との契約を締結しております。 オペレーショナルリスクについては、「事務リスク管理方針・管理規程」や「システムリスク管理方針・管理規程」などを設け、各リスクの発生防止や軽減を図っております。

■ BCP(事業継続計画)の策定

有事の際の被害・損失の抑制および業務の継続を図るため、事前の対応策として「BCP (事業継続計画)」を策定しております。特に、情報システムの障害時対応、契約管理等の顧客対応、保険金・給付金支払い業務、資金・出納業務の継続対応など、災害や事故を想定したプランを策定し、その内容・結果は適時取締役会へ報告されております。

■ 再保険によるリスク分散

保険引受リスク管理の観点から、保険リスクの一部を再保険に付すことで、リスク分散を通じた収益の安定化を図っております。

再保険会社の選定にあたっては、「再保険規程」に基づき、再保険会社の財務格付けや財務状況などを勘案し、リスク管理委員会および取締役会にて決定しております。

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

	出再先保険会社の名称
トーア再保険株式会社	
Chubb 損害保険株式会社	

法令等遵守(コンプライアンス)態勢

当社では、コンプライアンスについて、法令等を厳格に遵守するのみでなく、原理原則(プリンシプルベース)でとらえた業務の健全かつ適切な運営を確保することにより、お客様からの信用と満足度を高め、企業価値と透明性を高めることをめざしております。コンプライアンスに係る基本方針や遵守基準を策定するため、「法令等遵守規程」を制定し、全役職員への「コンプライアンス・マニュアル」の配布と周知徹底、「コンプライアンス・プログラム」の効果的実践を図り、経営層が先頭に立って全社的に啓蒙しております。

また、以下のような体制やしくみを整備し、日々運営しております。

■ 取締役会を中核としたコンプライアンス体制

コンプライアンスを経営の最重要課題の 1 つとして位置付け、取締役会におけるコンプライアンスに関する定例報告を含め、積極的な取り組みを行っております。また、コンプライアンス・マニュアルおよびコンプライアンス・プログラムの策定または重要な変更については、必ず取締役会の承認を得るものとし、定期的な見直しを図っております。 監査役会による取締役会の監視、内部監査部によるコンプライアンス担当部門の業務執行上の監査など、内部牽制機能も発揮できるよう、十分に配慮しております。

■ コンプライアンス統括部門およびコンプライアンス責任者の設置と機動的運営

各部門長をコンプライアンス責任者として、日常業務における各従業員の教育・指導・監視を徹底し、適時、コンプライアンス統括部門へ報告する体制を整備しております。コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス責任者との連携を図り、情報収集を一元管理・統括し、取締役会への報告・提案ならびにコンプライアンス・マニュアルの見直しやプログラムの策定、実施に取り組んでおります。

■ コンプライアンス・プログラムの実践と定期的研修・モニタリング

コンプライアンス・プログラムは、各部門や業務に関連するテーマ等を盛り込んだ研修・講習等を毎年計画し、全役職員を対象に実践しております。研修は部門ごとで行うほか全社員を対象に、コンプライアンス知識を確認する e ラーニング研修や年度ごとにテーマを決めた集合研修を開催し、常に知識・ノウハウのブラッシュアップを図っております。

■ 募集文書の適正な管理

広告やお客様へ提供する募集文書については、「募集資料等作成規程」を定め、その内容 および表現が適正かどうか、事前にコンプライアンス統括部門で集中審査を行い、募集文書 番号の付番等適切な管理のもとで、お客様に提示するとともに、内容説明を行っております。

■ 内部通報制度の導入

社内の不正や違反行為等の未然防止や損害の抑制を図るため、「内部通報制度及び内部通報者保護規程」を明文化し、社内および社外の通報先(ホットライン)を設け、全役職員への周知徹底を図っております。また、保険業法を中心とした不祥事件等に対して、報告・対応/

措置方法や行政当局への報告・届出等を手順化した「不祥事件等の対応に関する規程」を設けて迅速な対応が図られるよう整備しております。

■ コンプライアンスに対する内部監査態勢の整備

コンプライアンス統括部門とは独立した内部監査部が、コンプライアンス態勢および業務運営を監査し、適正なコンプライアンス機能の充実度を定期的にモニタリングしております。

指定紛争解決機関

当社は、指定少額短期保険業務紛争解決機関である一般社団法人 日本少額短期保険協会との間で、少額短期保険業務に関する苦情処理手続および紛争解決手続等の実施のための手続実施 基本契約を締結しております。

指定少額短期保険業務紛争解決機関では、ご契約者をはじめ、一般消費者の皆様からの少額短期保険全般に関するご相談・ご照会への対応や苦情対応・紛争解決を行います。

一般社団法人 日本少額短期保険協会 少額短期ほけん相談室

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-12-8

TEL 0120-82-1144(通話料無料)

FAX 03-3297-0755

[受付]

月曜日~金曜日(祝日・年末年始休業期間を除く)

 $9:00 \sim 12:00, 13:00 \sim 17:00$

ホームページアドレス http://www.shougakutanki.jp/

個人情報保護への取組み

当社では、お客様の個人情報の取扱いに関して、『個人情報の保護に関する法律』(個人情報保護法)や関連ガイドライン等に基づき「個人情報保護方針」を定めております。

また、お客様の個人番号および特定個人情報の取扱いに関して、『行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律』等に基づき、「特定個人情報等の適切な取扱いに関する基本方針」を定めております。

当社では、これらの法令、ガイドラインおよび方針等に基づいて、個人情報保護に関する社内規程を整備し、お客様に関する情報の安全管理に努め、その取扱いには細心の注意を払っております。

個人情報保護方針

1. 法令等の遵守および情報主体であるお客様の権利への配慮

当社は個人情報保護に関する法令・規範およびガイドラインを遵守し、お客様の個人情報や権利への配慮を全社的に徹底いたします。

2. 個人情報の取得

法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ利用目的を明らかにした上で、業務上必要な範囲内で、かつ、適正な方法により個人情報を取得いたします。取得に際しては、インターネット上でお客様が入力した情報や、電話や書面などでお伝えいただいた情報について、録音または記録を行うことがあります。

<取得方法の例示>

以下の方法にて、お客様の個人情報を取得させていただきます。

- ・ 各種商品に関する資料を請求いただいた際に、電話、はがき等を通じて取得する方法
- ・ 保険契約締結時にご提出いただく、申込書、告知書、その他ご契約の締結に必要な書類または情報を通じて取得する方法
- ・ 保険金・給付金等の請求時にご提出いただく、請求書、その他お支払い手続きに必要な書類または情報を通じて取得する方 法
- ・ 名義変更等のお申し出の際にご提出いただく、請求書、その他ご契約の維持管理の手続きに必要な書類または情報を通じて 取得する方法
- 各種お問い合わせ、ご相談、アンケートを通じて取得する方法

3. 取得する個人情報の種類

ご本人の住所、氏名、生年月日、性別、職業、電話番号、健康状態など、保険契約の締結、維持管理、商品のご案内ならび に諸サービスの提供に必要な情報を取得しております。

4. 個人情報の利用目的

当社は、お客様の個人情報を以下の利用目的の範囲内で利用します。利用目的を変更する場合は、その内容をご本人に通知し、または公表いたします。

- ① 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、給付金の支払い等、法令で定めた保険事業を行うため
- ② DM等の送付等当社または当社の関連会社・提携会社からの商品・サービスのご案内のため
- ③ 各種アンケート、マーケティングや商品開発のため
- ④ 雑誌等の掲載記事のための取材等の申し入れのため
- ⑤ その他当社業務に付随するお知らせや通知の送付およびお問い合わせ受付のため
- ⑥ ①から⑤の業務を行うにあたり、再保険会社へ必要な範囲で個人情報を預託するため

5. 個人データの提供

当社はお客様の同意がない限り、以下の場合を除いてお客様の個人データを第三者に提供することはいたしません。

- ① 法令により必要とされる場合
- ② 利用目的達成に必要な範囲内で業務の委託先に提供する場合
- ③ 再保険のために再保険会社に個人情報を提供する場合
- ④ SBI グループ企業との間で共同利用を行う場合(下記 7.をご覧ください。)
- ⑤ その他、個人情報の保護に関する法律に基づき提供が認められている場合

<委託業務の例示>

以下の業務等について、業務の委託を行っております。

なお、これらの業務の一部および全部を委託する場合、お客様の個人データの取り扱いについて、当社は当該委託先に 対し適切な監督を行います。

- · 保険契約の募集にかかる業務
- 少額短期保険にかかる確認業務
- ・ 保険料の収納にかかる業務
- コールセンターにかかる業務
- ・ 情報システムの保守、運用業務
- 書類発送業務
- 印刷業務

6. 機微(センシティブ)情報の取扱い

当社は、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下、「金融庁ガイドライン」といいます。)に定める機微(センシティブ)情報については、金融庁ガイドラインに掲げる例外の場合を除き、ご本人の同意なく取得、利用または第三者提供いたしません。

7. 個人情報の共同利用について

当社は、当社が保有する①に記載する個人情報について、②に記載されている者との間で共同利用させていただくことがあります。ただし、①の工に記載の採用応募者に関する個人情報については、③のオに記載する目的でのみ利用させていただきます。また、金融商品取引法、保険業法、その他の関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に則った取扱いをいたします。

- ① 共同利用される個人情報の項目
 - ア.氏名、住所、生年月日、電話番号、電子メールアドレス、お取引ニーズに関する情報、公開情報その他個人の属性に 関する情報
 - イ. お取引の履歴、ポイント情報、お取引いただいている各種商品やサービス等の種類、その他のお取引に関する情報
 - ウ. 顧客番号、取引番号等の管理番号など、お取引の管理に必要な情報
 - エ. SBI グループ企業への採用応募者の氏名、性別、電子メールアドレス、生年月日、住所、電話番号、学歴、職歴、志望 動機等の採用応募者に関する情報
- ② 共同利用者の範囲

以下のサイトに記載されている SBI グループ企業(以下「SBI グループ企業」といいます。)。 なお、共同利用者は随時変更されることがあります。

http://www.sbigroup.co.jp/company/group/overview.html

- ③ 共同利用の利用目的
 - ア. SBI グループ企業が提供するサービスの会員としてサービスをご利用いただく場合

SBI グループ企業に登録された会員としてサービスをご利用いただく場合、ログイン時およびログイン後における本人 認証、各種画面における会員情報を自動的に表示する等、会員の利便性を向上させるため

イ. SBI グループ企業とのお取引の遂行

SBI グループ企業に対して商品または役務の予約、購入、懸賞などの応募、その他のお取引を申し込まれた場合には、商品の配送、役務の提供、代金決済、お問い合わせへの対応、SBI グループ企業からのお問い合わせ、関連するアフターサービス、その他取引遂行にあたって必要な業務のため

- ウ. SBI グループ企業の広告宣伝またはマーケティング
 - ・SBI グループ企業による各種メールマガジンなどの情報提供のため
 - ・SBI グループ企業のサービスについての電子メール、郵便、電話などによる情報提供のため
 - ・性別、年齢、居住地、趣味・嗜好などの属性または購入履歴、SBI グループ企業の運営するウェブサイトの閲覧履 歴などに応じて、SBI グループ企業の提供するコンテンツや広告を提供するため
 - ・SBI グループ企業のサービスの利用状況を分析し、新規サービスの開発や既存サービスの改善をするため
 - ・アンケート、キャンペーン、懸賞等の抽選及び賞品等の発送およびこれに関連した応募者への連絡のため
- エ. お問い合わせへの対応

SBIグループ企業に対する電子メール、郵送または電話などの方法によるお問い合わせに対応するため

才. 求人、採用

SBI グループ企業への就職をご希望のうえで履歴書、職務経歴書等の人事情報をご提出された方の個人情報は、 SBI グループ企業の人事採用選考活動のため

カ. その他業務に付随する場合

上記アからオに付随して、SBIグループ企業のサービス提供にあたって必要な利用

キ. その他

SBI グループ企業が提供する各サービスにおいて、上記アからカ以外の目的で個人情報を利用する場合があります。その場合には、当該 SBI グループ企業が提供するサービスのウェブサイト上にその旨を掲載いたします。

④ 個人情報の管理について責任を有する者の名称

SBI ホールディングス株式会社

⑤ 共同利用に関するお問い合わせ先

SBI ホールディングス株式会社 総務人事部

TEL:03-6229-0100(代表)

8. 個人情報の適正管理

取得した個人情報は、漏えい・滅失・き損などの防止策を講じ、厳正な管理により保管・利用いたします。定期的または必要 に応じ、防止策の見直し・是正をいたします。また、その管理基準は、金融庁ガイドラインに基づき、適正な管理を行います。

9. 個人情報保護体制および個人情報保護施策による継続的改善

当社内に個人情報保護のための組織体制を確立し、金融庁ガイドラインに準拠した個人情報保護施策を実行し、かつ、システム技術や社会動向などの状況を考慮した定期的な監査および確認を行うことにより、継続的な改善を実施し、お客様が安心して当社サービスをご利用いただけるよう努めます。

10. 個人情報の開示・訂正等・利用の停止等およびお問い合わせ

ご本人から個人情報の開示・訂正等・利用停止等のご希望があった場合には、ご本人であることを確認させていただいたうえで、法令等に定める範囲内で速やかに対応いたします。個人情報の取り扱いおよび管理ならびに当社からのDM等の送付等による商品・サービスのご案内の停止に関するお問い合わせは、下記窓口でお受けいたします。

11. お問合せ窓口

お客様苦情・相談窓口

TEL 0120-19-0703

<受付時間>午前 10 時~午後 6 時(土・日・祝・年末年始等の休業日を除く)

FAX 0120-74-8165

特定個人情報等の適切な取扱いに関する基本方針

SBI いきいき少額短期保険株式会社は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」(以下、「番号法」といいます。)等に基づき、個人番号および特定個人情報(以下、「特定個人情報等」といいます。)の適切な取扱いについての基本方針を定めるとともに、法令およびガイドラインを遵守し、特定個人情報保護施策の確実な実行および継続的な改善を行います。

1. 関係法令等の遵守

当社は、「番号法」、「個人情報の保護に関する法律」、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」 および「(別冊) 金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」その他の規範を遵守いたします。

2. 個人番号の利用目的

当社は、保険契約者、保険金等受取人など当社役職員以外の第三者から個人番号を取得するにあたり、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成のために必要な範囲内においてこれを取り扱います。個人番号については、番号法で認められている利用目的以外では利用いたしません。

当社の個人番号の利用目的は、以下のとおりです。

- ・ 保険取引に関する支払調書作成事務のため
- ・ 報酬・料金等の支払調書作成事務のため

3. 安全管理措置に関する事項

当社は、特定個人情報等を適切に管理し、漏えい、滅失または毀損を防止するために、役職員の責任の明確化、特定個人情報等取扱規程など社内規程の整備、役職員の教育・訓練、漏えい等の事故を防止するための物理的・技術的安全管理措置を講じ、必要に応じ適切に見直しを行うなど継続的に改善に努めます。

4. 取扱いの委託

当社は、特定個人情報等の取扱いを委託する場合は、委託の開始に際し当社と同等の安全管理措置が講じられていることを確認するほか、必要な監督を実施いたします。また、再委託に際しては、当社が事前に承認した場合に限り行われるものとし、再委託先に対しても委託先同様の確認・監督を実施いたします。

5. お問合せ窓口

当社の特定個人情報等の取扱いに関するご質問等を受付ける窓口は次のとおりであり、お客様からの特定個人情報に関するお申し出については、適切に対応いたします。

お客様苦情・相談窓口

TEL 0120-19-0703

<受付時間>午前10時~午後6時(土・日・祝・年末年始等の休業日を除く)

反社会的勢力への対応

当社は、適切かつ健全な少額短期保険業等を行うにあたり、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって断固とした姿勢で臨み、関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するため、以下の通り、基本方針を定め、取り組んでおります。

反社会的勢力への対応に関する基本方針

1. 取引を含めた一切の関係遮断

当社は、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、取引関係を含めて排除の姿勢をもって毅然と対応し、反社会的勢力との一切の関係を遮断して業務運営を行います。

2. 組織としての対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、担当者や担当部署だけに任せるのではなく、組織全体で対応するとともに、役職員等の安全を確保します。

3. 裏取引や資金提供の禁止

当社は、反社会的勢力に対しては、資金提供や事実を隠蔽するための不適切・異例な裏取引や資金提供を一切行いません。

4. 外部専門機関との連携

当社は、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言・協力を得ることができるよう平素より警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関等との連携強化を図ります。

5. 有事における民事および刑事の法的対応

当社は、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から、積極的に外部専門機関に相談し法的対応を行います。

ご契約者等に対する情報提供

当社では、お客様をはじめ社会一般の皆様に、当社に対する理解や商品・サービス等の紹介ならびに業務運営上の現況など、様々な情報の把握や適正な評価をしていただくために、透明性のある公正かつタイムリーな情報の開示・公表を行っております。

■ ホームページ(http://www.i-sedai.com/)、

フェイスブックページ(https://www.facebook.com/ikiikisedai/)

当社のホームページでは、会社概要、商品・サービスのご案内、資料請求、お役立ち情報コラム、ご加入者の声などの掲載やお知らせ(ニュースリリース)等を公開しております。また、ホームページからの保険の申込みも取扱っております。さらに、フェイスブックページでは、親しみやすい日常的な情報やフェイスブック独自の企画を提供いたしております。





■ ディスクロージャー資料および業績情報

当社の概要や業績等の概況を説明した本誌「ディスクロージャー資料」を年 1 回発行し、冊子として縦覧に供するほか、本決算の財務情報、事業報告などとともに、ホームページにて掲載し、常時ダウンロード可能なしくみを構築しております。



■ 定期刊行誌「いきいき世代通信」

直近の業績や給付金・保険金のお支払状況、付帯サービスのご利用案内、その他会社からのお知らせを小冊子「いきいき世代通信」にまとめて、毎年ご契約者の皆様にお送りしています。



社会とのかかわり

当社は、少額短期保険業者として社会的な役割を果たすことが社会的責任であると考え、地域活動を通して豊かな社会の実現とその持続的発展に努めてまいります。

■こども向けサッカー教室の開催

将来を担うこどもたちが健やかに成長することを願い、Jリーグ 川崎フロンターレや日本フットボールリーグ 東京武蔵野シティフットボールクラブの協力のもと、サッカー教室を開催しています。

<サッカー教室の風景>

・川崎フロンターレ(2016年10月に岩手県大船渡市にて開催)





・東京武蔵野シティフットボールクラブ(年に4回開催)





業績データ

直近の3事業年度における主要な業務の 状況を示す指標	35
財産の状況	36
業務の状況を示す指標等	50
保険契約に関する指標等	53
経理に関する指標等	55
資産運用に関する指標等	58

直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
経常収益	3,114,184	3,562,906	4,205,591
経常利益	45,883	109,832	157,889
当期純利益	28,302	70,050	111,020
資本金の額 (発行済株式の総数)	36,000 (720 株)	36,000 (720 株)	36,000 (720 株)
総資産額	1,483,001	1,555,313	1,809,598
純資産額	584,803	604,853	665,874
保険業法上の純資産額(※)	618,411	648,632	724,270
責任準備金残高	492,222	542,752	613,654
有価証券残高		1	1
ソルベンシー・マージン比率	4580.9%	3691.5%	3130.7%
配当性向	353.6%	71.4%	45.0%
従業員数	42 名	41 名	53 名
正味収入保険料の額	827,912	1,109,443	1,502,513

[※] 保険業法上の純資産額とは、保険業法施行規則第 211 条の 8 第 1 項の規定に基づき、貸借対照表の純資産の部の 金額に異常危険準備金および価格変動準備金の額を加えたものです。

財産の状況

■ 貸借対照表

(単位:千円、%)

			平成 27 年	度末	平成 28 年	度末	増減					
科目					(平成 28 年 3 月 31 日現在)		(平成 29 年 3 月 31 日現在)		增 测	1		
							金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
		(資)	産の	部)								
現	金	及	び	預	貯	金	919,215	59.1	1,036,940	57.3	117,725	12.8
£	見					金	59		0		$\triangle 59$	
ř	Ą		貯	ż		金	919,155		1,036,940		117,784	
有	形	固	i :	定	資	産	6,728	0.4	5,023	0.3	$\Delta 1,705$	$\triangle 25.3$
	ָר לַ	具 :	器	具	備	品	6,728		5,023		$\triangle 1,705$	
無	形	固	1	定	資	産	86,815	5.6	63,059	3.5	$\triangle 23,756$	$\triangle 27.4$
ン	,	7	ŀ	ウ	エ	ア	85,345		60,681		$\triangle 24,664$	
7	この か	他の	無力	形固	定資	資産	1,470		2,377		907	
再		保		険		貸	169,015	10.9	273,350	15.1	104,334	61.7
そ	0)	他	3	資	産	284,161	18.3	323,227	17.9	39,065	13.7
ŧ	ŧ	収	•	利	ı	息	423		10		$\triangle 412$	
ŧ	ŧ		如	L		金	231,769		279,362		47,592	
自	Í	払		費	}	用	22,326		14,405		$\triangle 7,921$	
7	Ĺ		苕	È		金	_		475		475	
ř	Ą		託	<u>.</u>		金	29,642		28,973		$\triangle 669$	
繰	延	稅		金	資	産	39,377	2.5	44,998	2.5	5,621	14.3
供			託			金	50,000	3.2	63,000	3.5	13,000	26.0
	ì	資産の	の部	合計	•		1,555,313	100.0	1,809,598	100.0	254,285	16.3

(単位:千円、%)

	平成 27 年	度末	平成 28 年	平度末 増 減		
科 目	(平成 28 年 3 月 3	1 日現在)	(平成 29 年 3 月 3	1 日現在)	1年 / 政	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
(負債の部)						
保険契約準備金	612,489	39.4	709,139	39.2	96,650	15.8
支 払 備 金	69,737		95,484		25,747	
責 任 準 備 金	542,752		613,654		70,902	
代 理 店 借	-	_	1,763	0.1	1,763	_
再 保 険 借	140,984	9.1	239,444	13.2	98,459	69.8
その他負債	178,991	11.5	176,277	9.7	$\triangle 2,713$	$\Delta 1.5$
未 払 法 人 税 等	29,359		39,484		10,124	
未 払 金	107,270		95,995		$\triangle 11,275$	
未 払 費 用	30,312		28,301		$\triangle 2,011$	
預 り 金	12,028		12,360		332	
仮 受 金	20		136		116	
退職給付引当金	17,994	1.2	17,100	0.9	△894	△5.0
負債の部合計	950,460	61.1	1,143,724	63.2	193,264	20.3
(純資産の部)						
資 本 金	36,000	2.3	36,000	2.0	_	_
利 益 剰 余 金	568,853	36.6	629,874	34.8	61,020	10.7
利 益 準 備 金	36,000		36,000		_	
その他利益剰余金	532,853		593,874		61,020	
繰越利益剰余金	532,853		593,874		61,020	
株主資本合計	604,853	38.9	665,874	36.8	61,020	10.1
純資産の部合計	604,853	38.9	665,874	36.8	61,020	10.1
負債及び純資産の部合計	1,555,313	100.0	1,809,598	100.0	254,285	16.3

《貸借対照表に関する注記》

平成 27 年度末 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

- 1.重要な会計方針に係る事項
- (1)固定資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

 建物附属設備
 6~15 年

 工具器具備品
 4~6 年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、会社所定の利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(2)引当金の計上基準

(退職給付引当金)

従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務見込額および中小企業退職金共済制度から給付されると見込まれる額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務については簡便法により算定しております。

(3)消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

(4)責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法施行規則第 211 条の 46 の規 定に基づき算出した金額を計上しております。

平成 28 年度末 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

- 1.重要な会計方針に係る事項
- (1)固定資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具器具備品 4~6年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、会社所定の利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(2)引当金の計上基準

(退職給付引当金)

従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務見込額および中小企業退職金共済制度から給付されると見込まれる額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務については簡便法により算定しております。

(3)消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

当事業年度より、消費税等の会計処理を税込方式から 税抜方式に変更しております。この変更は、従来は免税事 業者でありましたが、当事業年度より課税事業者となった ことによるものです。これによる損益に与える影響は軽微で あります。

(4)責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法施行規則第 211 条の 46 の規 定に基づき算出した金額を計上しております。

平成 27 年度末 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

平成 28 年度末 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

2.税効果会計に関する事項

(1)繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

保険契約準備金	24,712 千円
退職給付引当金	5,081 千円
未払金	976 千円
未払費用	7,921 千円
その他	685 千円
繰延税金資産合計	39,377 千円

(2)法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正 平成28年3月29日に「所得税法等の一部を改正する 法律」が成立したことに伴い、当年度の繰延税金資産の計 算に使用する法定実効税率は、平成28年4月1日に開 始する事業年度および平成29年4月1日に開始する事 業年度に解消が見込まれる一時差異については28.24% に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消 が見込まれる一時差異については、28.00%になります。こ の税率の変更により、繰延税金資産の金額が850千円減 少し、当会計年度に計上された法人税等調整額の金額が 同額増加しております。

2.税効果会計に関する事項

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、以下のと おりであります。

保険契約準備金	30,744 千円
退職給付引当金	4,788 千円
未払金	968 千円
未払費用	7,280 千円
その他	1,215 千円
繰延税金資産合計	44.998 壬円

3.資産除去債務に関する事項

当社は、本社の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

3.資産除去債務に関する事項

当社は、本社の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

平成 27 年度末 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

4.金融商品に関する事項

- (1)金融商品の状況に関する事項
- ①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、「資産運用基本方針・管 理規程 |に基づき、預金(外貨除く)および国債等の有価 証券に限定し、銀行等金融機関からの借入による資金の 調達およびデリバティブの取引は予定しておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 市場関連リスクや信用リスクについては、「資産運用リス ク管理方針・管理規程」にしたがい、リスクの状況につい て、定期的にリスク管理委員会および取締役会等へ報告 される体制としています。

定期預金については、「定期預金運用ガイドライン」に基 づき、預金対象金融機関の対象先および格付けを限定 し、金利動向・利率・信頼性・利便性等を総合的に評価し て決定する体制としています。さらに、中途解約の要件な どを定め、定期的にモニタリングした結果をリスク管理委 員会等へ報告することとしています。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日(当年度決算日)における貸借対照 表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとお りであります。

(単位:千円)

内訳	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金及び預貯金	919,215	919,215	1
未収金	231,769	231,769	1
未払金	107,270	107,270	

(金融商品の時価の算定方法)

現金及び預貯金、未収金ならびに未払金は、1年以内の 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しい ことから、当該帳簿価額によっております。

5.有形固定資産の減価償却累計額

8,128 千円

6.関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する金銭債権の総額は29,647千円、金銭 債務の総額は 10,971 千円であります。

平成 28 年度末 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

- 4.金融商品に関する事項
- (1)金融商品の状況に関する事項
- ①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、「資産運用基本方針・管 理規程 |に基づき、預金(外貨除く)および国債等の有価 証券に限定し、銀行等金融機関からの借入による資金の 調達およびデリバティブの取引は予定しておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 市場関連リスクや信用リスクについては、「資産運用リス ク管理方針・管理規程」にしたがい、リスクの状況につい て、定期的にリスク管理委員会および取締役会等へ報告 される体制としています。

定期預金については、「定期預金運用ガイドライン」に基 づき、預金対象金融機関の対象先および格付けを限定 し、金利動向・利率・信頼性・利便性等を総合的に評価し て決定する体制としています。さらに、中途解約の要件な どを定め、定期的にモニタリングした結果をリスク管理委 員会等へ報告することとしています。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日(当年度決算日)における貸借対照 表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとお りであります。

(単位:千円)

内 訳	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金及び預貯金	1,036,940	1,036,940	ı
未収金	279,362	279,362	_
未払金	95,995	95,995	

(金融商品の時価の算定方法)

現金及び預貯金、未収金ならびに未払金は、1年以内の 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しい ことから、当該帳簿価額によっております。

5.有形固定資産の減価償却累計額 10.587 千円

6.関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する金銭債権の総額は31.660千円、金銭 債務の総額は 10,886 千円であります。

平成 27 年度末				平成 28 年度末				
	戊 28 年 3 月	31 日現在)	(平成 29 年 3 月 31 日現在)				
7.支払備金の内訳				7.支払備金の内訳				
		1	(単位:千円)					
内訳	元受分	出再分	出再分控除後	支払備金(出再支払備金控除前)	211,537 千円			
			(当期末残高)	同上に係る出再支払備金	116,053 千円			
普通支払備金	42,415	16,407	7 26,007	差 引	95,484 千円			
既発生未報告損害に 対 する 支 払 備 金	124,673	80,948	3 43,729					
合 計	167,088	97,351	69,737					
保険業法施行規則	則第 211 条	の 52 におV	・て準用する同					
規則第 73 条第 3 項	頁において準	連用する第 7	71条第1項に					
規定する、再保険を	を付した部分	た相当する	る支払備金の金					
額は、97,351 千円	であります	•						
8.責任準備金の内語	8.責任準備金の内訳			8.責任準備金の内訳				
			(単位:千円)					
. 	二乘八	山玉八	出再分控除後	普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	613,949 千円			
内 訳	元受分	出再分	(当期末残高)	同上に係る出再責任準備金	58,691 千円			
普通責任準備金	557,114	58,141	498,972	差 引(イ)	555,258 千円			
異常危険準備金	_	_	43,779	異常危険準備金(ロ)	58,396 千円			
合 計	_	_	542,752	計(イ)+(ロ)	613,654 千円			
) E0 17 +31 v	·					
則第71条第1項に								
する頁仕準備金の金	する責任準備金の金額は、58,141 千円であります。							
9.1 株当たり純資産	9. 1 株当たり純資産額 840,074 円 55 銭			9.1 株当たり純資産額 924,825 円 0	7銭			
10.金額は記載単位	未満を切り	舎てて表示し	ております。	10.金額は記載単位未満を切り捨てて表え	示しております。			

■ 損益計算書

(単位:千円、%)

	平成 27 年度		平成 28 年度				
 科 目	「自 平成27年4月	11日]	「自 平成 28 年 4	月1日	増 減		
料 日	至 平成28年3月		至 平成 29 年 3				
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率	
経 常 収 益	3,562,906	100.0	4,205,591	100.0	642,684	18.0	
保険料等収入	3,522,092	98.9	4,113,081	97.8	590,989	16.8	
保 険 料	2,313,483		2,798,312		484,829		
再 保 険 収 入	1,208,609		1,314,769		106,160		
回収再保険金	472,330		515,928		43,598		
再保険手数料	699,318		744,097		44,778		
再保険返戻金	3,704		4,691		987		
その他再保険収入	33,256		50,052		16,796		
資 産 運 用 収 益	975	0.0	737	0.0	$\Delta 238$	$\Delta 24.4$	
利息及び配当金等収入	975		737		$\triangle 238$		
その他経常収益	39,839	1.1	91,772	2.2	51,932	130.4	
代理店手数料等収入	38,407		91,134		52,727		
その他の経常収益	1,431		637		$\triangle 794$		
経 常費 用	3,453,074	96.9	4,047,701	96.2	594,627	17.2	
保険金等支払金	2,056,117	57.7	2,303,175	54.8	247,058	12.0	
保 険 金 等	815,117		952,633		137,515		
解約返戻金等	6,328		8,472		2,144		
再 保 険 料	1,234,671		1,342,070		107,398		
責任準備金等繰入額	67,071	1.9	96,650	2.3	29,579	44.1	
支払備金繰入額	16,541		25,747		9,205		
責任準備金繰入額	50,529		70,902		20,373		
事 業 費	1,329,883	37.3	1,602,237	38.1	272,353	20.5	
営業費及び一般管理費	1,293,147		1,469,858		176,710		
税金	6,484		95,587		89,103		
減価償却費	26,905		33,985		7,079		
退職給付引当金繰入額	3,346		2,805		$\triangle 540$		
その他経常費用	1	0.0	45,638	1.1	45,636	2,450,952.7	
代理代行業務経費	_		45,585		45,585		
その他の経常費用	1		52		51		
経 常 利 益	109,832	3.1	157,889	3.8	48,056	43.8	
特 別 損 失	10,399	0.3	_	_	△10,399	Δ100.0	
固定資産処分損	8,469		_		$\triangle 8,469$		
その他特別損失	1,930		_		$\triangle 1,930$		
税引前当期純利益	99,432	2.8	157,889	3.8	58,456	58.8	
法人税及び住民税	31,591	0.9	52,489	1.2	20,897	66.2	
法人税等調整額	$\triangle 2,209$	$\Delta 0.1$	$\Delta 5,621$	$\triangle 0.1$	$\Delta 3,411$	154.4	
法 人 税 等 合 計	29,382	0.8	46,868	1.1	17,485	59.5	
当期 純 利 益	70,050	2.0	111,020	2.6	40,970	58.5	

《 損益計算書に関する注記 》

平成 27 年度 (平成 27 年 4 月 1 日~平成 28 年 3 月 31 日)	平成 28 年度 (平成 28 年 4 月 1 日~平成 29 年 3 月 31 日)				
1.正味収入保険料及び正味支払保険金の内訳	1.収益及び費用に関する内訳				
(1)正味収入保険料	(1)正味収入保険料				
保険料 2,313,483 千円	保険料、再保険返戻金及びその他再保険収入の合計額	2,853,056 千円			
再保険返戻金 3,704 千円	再保険料及び解約返戻金等の合計額	1,350,542 千円			
その他再保険収入 33,256 千円	差 引	1,502,513 千円			
再保険料 1,234,671 千円					
解約返戻金等 6,328 千円					
差 引 1,109,443 千円					
(2)正味支払保険金	(2)正味支払保険金				
保険金等 815,117 千円	保険金等	952,633 千円			
回収再保険金 472,330 千円	回収再保険金	515,928 千円			
差 引 342,787 千円	差引	436,704 千円			
(3)支払備金繰入額の計算に係わる出再相当額 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた再保険を付し た部分に相当する支払備金繰入額は、16,955 千円であり ます。	(3)支払備金繰入額 支払備金繰入額(出再支払備金控除前) 同上に係る出再支払備金繰入額 差引	44,449 千円 18,702 千円 25,747 千円			
(4)責任準備金繰入額の計算に係わる出再相当額 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた再保険を付 した部分に相当する責任準備金繰入額は、4,778 千円であ ります。	(4)責任準備金繰入額 普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前) 同上に係る出再責任準備金繰入額 差 引(イ) 異常危険準備金繰入額(ロ) 計(イ)+(ロ)	56,834 千円 549 千円 56,285 千円 14,617 千円 70,902 千円			
(5)利息及び配当金等収入の内訳 預貯金利息 975 千円 2.関係会社との取引高 関係会社との取引による費用の総額は132,033 千円であります。	(5)利息及び配当金等収入の内訳 預貯金利息 737 千円 2.関係会社との取引高 関係会社との取引による費用の総額は あります。	150,811 千円で			

平成 27 年度

(平成 27 年 4 月 1 日~平成 28 年 3 月 31 日)

(平成28年4月1日~平成29年3月31日) 関連当事者との取引に関する事項

平成 28 年度

3. 関連当事者との取引に関する事項 親会社及び法人主要株主等

(単位:千円)

3.	関連当事者との取引に関する事項
亲	現会社及び法人主要株主等

(単位:千円)

						\ I I	1 1 4/			
種類	会社等	議等被割	関連当 事者と	内容	取引金額 (※4)	科目	期末残高(※4)	種類	会社等	議等被割
親会社	SBI 少短 保険ホール ディンケス(株)	(被所有) 直接 100.00% 間接 0.00%	役員の 兼任、 出向職 員の受 入	出向者の給 与負担支払 (※1) 業務委託 料の支払 (※2)	82,640 15,033	未払金未収金	7,315 4	親会社		(被所 直接 100.00 間接 0.00%
親会社	SBIホールティングス(株)	(被所有) 直接 0.00% 間接 100.00%	出向役 員・職 員の受 入	不動産転借負担料等の支払 (※3)	32,115	未払金預託金	3,491 29,642	親会社	SBIホール デ・インク・ス(株)	(被所·直接 0.00% 間接 100.00

種類	会社等名 称	議等被割	関連当事者と	取引の 内容	取引金額 (※4)	科目	期末残高(※4)
	SBI 少短	(被所有)	役員の	出向者の給	95,902	未払金	7,356
	保険ホール	直接	兼任、	与負担支払		未収金	100
親	ディングス(株)	100.00%	出向職	(% 1)			
会		間接	員の受				
社		0.00%	入	業務委託	13,920		_
				料の支払			
				(*2)			
	SBIホール	(被所有)	不動産	不動産転	38,045	未払金	3,433
	ディングス(株)	直接	の賃貸	借負担料		預託金	28,973
親		0.00%	借等	等の支払			
会 社		間接		(% 3)			
仜		100.00%					

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (※1) 出向者の給与負担額については、出向者の人件費 等を基準として決定しております。
- (※2) 業務委託料については、業務内容等を勘案し、価格 交渉の上で決定しております。
- (※3) 不動産転借負担料等については、外部からの賃借料 を基にして算出した金額としております。
- (※4) 取引金額および期末残高には消費税等が含まれております。

5.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

- 4.1株当たり当期純利益 97,291円92銭
- 4.1 休日だり日期祀刊金 97,291 円 92 政

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (※1) 出向者の給与負担額については、出向者の人件費等を基準として決定しております。
- (※2) 業務委託料については、業務内容等を勘案し、価格 交渉の上で決定しております。
- (※3) 不動産転借負担料等については、外部からの賃借料を基にして算出した金額としております。
- (※4) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残 高には消費税等が含まれております。
- 4.1 株当たり当期純利益 154,195 円 51 銭
- 5.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(単位:千円)

			株主資本			
			利益剰余金			
	資本金	その他利益剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	純資産合計	
		利益準備金	繰越利益 剰余金	合計		
当期首残高	36,000	36,000	512,803	548,803	584,803	584,803
当期変動額						
剰余金の配当			△50,000	△50,000	△50,000	△50,000
当期純利益			70,050	70,050	70,050	70,050
当期変動額合計	_	_	20,049	20,049	20,049	20,049
当期末残高	36,000	36,000	532,853	568,853	604,853	604,853

			株主資本			
			利益剰余金		純資産合計	
	資本金	その他利益剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		利益準備金	繰越利益 剰余金	合計		
当期首残高	36,000	36,000	532,853	568,853	604,853	604,853
当期変動額						
剰余金の配当			△50,000	△50,000	△50,000	△50,000
当期純利益			111,020	111,020	111,020	111,020
当期変動額合計	_	_	61,020	61,020	61,020	61,020
当期末残高	36,000	36,000	593,874	629,874	665,874	665,874

《 株主資本等変動計算書に関する注記 》

平成 27 年度 (平成 27 年 4 月 1 日~平成 28 年 3 月 31 日)						平成 28 年度 (平成 28 年 4 月 1 日~平成 29 年 3 月 31 日)						
発行済株式	の種類	 及び終	数に関す	ける事項	(単位:株)	1.	発行済株	式の種	類及で	び総数に関	する事項	(単位:株)
株式の種類	当年度首株式		当年度増 加株式数	当年度減 少株式数	当年度末 株式数	树	株式の種類	当年	, , .	当年度増 加株式数	当年度減 少株式数	当年度末 株式数
発行済株式						発						
普通株式	7	20	_	_	720	:	普通株式		720	_		720
合 計	7	20	_	_	720		合 計		720	_	_	720
		する事	項				剰余金の 酢 配当金支持		する	事項		
剰余金の配 配当金支払 _{決議}	株式の	する事 配当金 の総額	「 1株当たり 配当額	基準日	効 カ 発生日			公額 株式 の	配当の総督	金 1株当たり	基準日	効 力 発生日
配当金支払	株式の	配当金	1 株当たり			(1)酉	配当金支持	水 式	配当会	を 1株当たり 額 配当額 00 69,445		

■ キャッシュ・フロー計算書

			(単位•十円)
年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	
	自 平成27年4月1日	自 平成28年4月1日	増減
A B	至 平成28年3月31日 」	至 平成 29 年 3 月 31 日 」	*日/収
科目	金 額	金額	
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益(△は損失)	99,432	157,889	58,456
減価償却費	26,905	33,985	7,079
支払備金の増加額(△は減少)	16,541	25,747	9,205
責任準備金の増加額(△は減少)	50,529	70,902	20,373
退職給付引当金の増加額(△は減少)	$\triangle 1,555$	△894	661
利息及び配当金等収入	△975	△737	238
有形固定資産関係損益(△は益)	8,469	_	$\triangle 8,469$
再保険貸の増加額(△は増加)	51,322	△104,334	$\triangle 155,656$
その他資産の増減額(△は増加)	$\triangle 42,528$	$\triangle 40,147$	2,381
代理店借の増加額(△は減少)	_	1,763	1,763
再保険借の増加額(△は減少)	Δ63,118	98,459	161,578
その他負債の増減額(△は減少)	22,359	△11,737	$\triangle 34,096$
小 計	167,382	230,896	63,514
利息及び配当金等の受取額	874	1,149	274
法人税等の支払額	8,868	$\triangle 43,466$	$\Delta 52,334$
営業活動によるキャッシュ・フロー	177,125	188,580	11,454
 投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額(△は増加)	△300,500	500	301,000
その他	$\Delta 37,531$	$\Delta 20,854$	16,677
投資活動によるキャッシュ・フロー	∆338,031	△20,354	317,677
			,
財務活動によるキャッシュ・フロー			
配当金の支払額	△50,000	△50,000	_
財務活動によるキャッシュ・フロー	Δ50,000	△50,000	_
現金及び現金同等物に係る換算差額	_	_	-
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	Δ210,906	118,225	329,131
現金及び現金同等物期首残高	529,621	318,715	Δ210,906
現金及び現金同等物期末残高	318,715	436,940	118,225

《 キャッシュ・フロー計算書に関する注記 》

平成 27 年度 (平成 27 年 4 月 1 日~平成 28 年 3 月 31 日)	平成 28 年度 (平成 28 年 4 月 1 日~平成 29 年 3 月 31 日)		
1.現金及び現金同等物の当年度末残高と貸借対照表に掲 記されている科目の金額との関係	1.現金及び現金同等物の当年度未残高と貸借対照表に掲 記されている科目の金額との関係		
(平成 28 年 3 月 31 日現在)現金及び預貯金勘定919,215 千円預入期間が 3 ヶ月超の定期預金600,500 千円現金及び現金同等物318,715 千円	(平成 29 年 3 月 31 日現在) 現金及び預貯金勘定 1,036,940 千円 預入期間が 3 ヶ月超の定期預金 600,000 千円 現金及び現金同等物 436,940 千円		
なお、キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3ヶ月以内の定期預金等の短期投資からなっています。	なお、キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3ヶ月以内の定期預金等の短期投資からなっています。		
2.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	2.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。		

■ 保険金等の支払能力の充実の状況

(単位:千円)

項目	平成 27 年度末	平成 28 年度末
(1)ソルベンシー・マージン総額	858,328	957,980
① 純資産の部の合計額(繰延資産等控除後の額)	604,853	665,874
② 価格変動準備金	_	_
③ 異常危険準備金	43,779	58,396
④ 一般貸倒引当金	_	I
⑤ その他有価証券評価差額(税効果控除前)	_	_
(99%又は 100%)		
⑥ 土地の含み損益(85%又は 100%)	_	1
⑦ 契約者配当準備金の一部(除、翌期配当所要額)	_	I
⑧ 将来利益	_	I
⑨ 税効果相当額	209,696	233,709
⑩ 負債性資本調達手段等	_	1
告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの(⑩(a))	_	1
告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの(⑩(b))	_	I
(2)リスクの合計額 √[R1 ² +R2 ²]+R3+R4	46,502	61,198
保険リスク相当額	43,779	58,396
R1 一般保険リスク相当額	43,779	58,396
R4 巨大災害リスク相当額	_	I
R2 資産運用リスク相当額	11,976	12,761
価格変動等リスク相当額	_	1
信用リスク相当額	6,344	6,079
子会社等リスク相当額		-
再保険リスク相当額	3,941	3,947
再保険回収リスク相当額	1,690	2,733
R3 経営管理リスク相当額	1,115	1,423
(3)ソルベンシー・マージン比率 (1)/{(1/2) ×(2)}	3691.5%	3130.7%

■ 会社法による会計監査人の監査

当社の計算書類等については、会社法による会計監査人の監査を受けております。

■ 金融商品取引法による監査証明

該当事項はありません。

業務の状況を示す指標等

■ 正味収入保険料

(単位:千円)

区 分	平成 27	年度	平成 28 年度		
区 刀	金 額	構成比	金 額	構成比	
死亡保険	458,446	41.3%	718,683	47.8%	
引受基準緩和型死亡保険	76,454	6.9%	168,716	11.2%	
医療保険	545,175	49.1%	566,889	37.7%	
引受基準緩和型医療保険	29,367	2.6%	48,223	3.2%	
合計	1,109,443	100.0%	1,502,513	100.0%	

[※] 正味収入保険料とは、当社元受における保険料の収入から、解約返戻金等および当社を契約者とする再保険契約に より当社が支払った再保険料を控除したもので、以下の定義にしたがって算出されております。

正味収入保険料=保険料+再保険返戻金+その他再保険収入-再保険料-解約返戻金等

■ 元受正味保険料

(単位:千円)

区分	平成 27	年度	平成 28 年度		
区 刀	金 額	構成比	金 額	構成比	
死亡保険	630,380	27.3%	988,169	35.4%	
引受基準緩和型死亡保険	77,165	3.3%	177,154	6.3%	
医療保険	1,563,412	67.8%	1,561,386	56.0%	
引受基準緩和型医療保険	36,197	1.6%	63,130	2.3%	
合計	2,307,154	100.0%	2,789,839	100.0%	

[※] 元受正味保険料とは、当社元受における保険料の収入から、解約返戻金等を控除したもので、以下の定義にしたがって算出されております。

■ 支払再保険料

区 分	平成 27	年度	平成 28 年度		
区 ガ	金 額	構成比	金 額	構成比	
死亡保険	199,110	16.2%	316,122	23.6%	
引受基準緩和型死亡保険	3,794	0.3%	8,437	0.6%	
医療保険	1,018,236	82.7%	994,496	74.4%	
引受基準緩和型医療保険	9,825	0.8%	18,323	1.4%	
合計	1,230,967	100.0%	1,337,379	100.0%	

[※] 支払再保険料とは、再保険料から、再保険返戻金を控除したもので、以下の定義にしたがって算出されております。 支払再保険料=再保険料-再保険返戻金

元受正味保険料=保険料-解約返戻金等

■ 保険引受利益 (単位:千円)

区 分	平成 27	年度	平成 28 年度		
运 刀	金 額	構成比	金額	構成比	
死亡保険	△148,801	$\triangle 215.6\%$	△105,687	△95.2%	
引受基準緩和型死亡保険	△91,066	Δ131.9%	△89,897	Δ81.0%	
医療保険	341,138	494.3%	335,853	302.5%	
引受基準緩和型医療保険	$\triangle 32,250$	△46.7%	△29,249	△26.3%	
合計	69,019	100.0%	111,018	100.0%	

[※] 保険引受利益とは、保険料等収入から、保険金等支払金、責任準備金等繰入額、保険引受に係る事業費を控除し、 その他収支(保険引受に係るもの)を加味したもので、以下の定義にしたがって算出されております。

保険引受利益=保険料等収入-(保険金等支払金+責任準備金等繰入額+保険引受に係る事業費)

■ 正味支払保険金

(単位:千円)

区 分	平成 27	年度	平成 28 年度		
	金 額	構成比	金 額	構成比	
死亡保険	102,600	29.9%	149,200	34.2%	
引受基準緩和型死亡保険	10,500	3.1%	37,985	8.7%	
医療保険	225,263	65.7%	238,432	54.6%	
引受基準緩和型医療保険	4,423	1.3%	11,087	2.5%	
合計	342,787	100.0%	436,704	100.0%	

[※] 正味支払保険金とは、元受契約の保険金等から、当社を契約者とする再保険契約により当社が回収した再保険金を 控除したもので、以下の定義にしたがって算出されております。

■ 元受正味支払保険金

区分	平成 27	年度	平成 28 年度	
	金 額	構成比	金額	構成比
死亡保険	148,000	18.2%	213,700	22.4%
引受基準緩和型死亡保険	10,500	1.3%	44,000	4.6%
医療保険	647,770	79.5%	672,758	70.6%
引受基準緩和型医療保険	8,847	1.1%	22,175	2.3%
合計	815,117	100.0%	952,633	100.0%

[※] 元受正味支払保険金とは、当社元受における保険金等から、元受契約に係る求償等により回収した金額を控除したものを示しております。

⁺その他収支(保険引受に係るもの)

正味支払保険金=保険金等-回収再保険金

■ 回収再保険金 (単位:千円)

区分	平成 27	27 年度 平成 28		年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	
死亡保険	45,400	9.6%	64,500	12.5%	
引受基準緩和型死亡保険	l	l	6,015	1.2%	
医療保険	422,506	89.5%	434,325	84.2%	
引受基準緩和型医療保険	4,423	0.9%	11,087	2.1%	
合計	472,330	100.0%	515,928	100.0%	

保険契約に関する指標等

■ 契約者配当金

該当事項はありません。

■ 正味損害率、正味事業費率及びその正味合算率〈コンバインド・レシオ〉

		平成 27 年月	Ę		平成 28 年度	
区 分	正味 損害率	正味 事業費率	正味 合算率	正味 損害率	正味 事業費率	正味 合算率
死亡保険	22.4%	104.6%	127.0%	20.8%	90.2%	111.0%
引受基準緩和型死亡保険	13.7%	194.2%	207.9%	22.5%	122.1%	144.6%
医療保険	41.3%	△9.7%	31.6%	42.1%	Δ10.8%	31.2%
引受基準緩和型医療保険	15.1%	189.3%	204.4%	23.0%	135.3%	158.2%
合計	30.9%	56.8%	87.7%	29.1%	57.1%	86.2%

- ※ 正味損害率とは、以下の定義にしたがって算出されております。
 - 正味損害率=正味支払保険金÷正味収入保険料×100
- ※ 正味事業費率とは、以下の定義にしたがって算出されております。 正味事業費率=(保険引受に係る事業費-再保険手数料)÷正味収入保険料×100
- ※ 正味合算率<コンバインド・レシオ>とは、以下の定義にしたがって算出されております。 正味合算率=正味損害率+正味事業費率

■ 出再控除前の発生損害率、元受事業費率及びその元受合算率〈コンバインド・レシオ〉

		平成 27 年度			平成 28 年度	
区分	発生 損害率	元受 事業費率	元受 合算率	発生 損害率	元受 事業費率	元受 合算率
死亡保険	26.5%	92.3%	118.8%	24.0%	82.1%	106.1%
引受基準緩和型死亡保険	16.8%	199.6%	216.4%	31.3%	118.2%	149.5%
医療保険	41.5%	35.1%	76.6%	42.5%	33.5%	75.9%
引受基準緩和型医療保険	25.2%	157.2%	182.4%	35.2%	104.0%	139.2%
合計	36.4%	57.8%	94.2%	35.1%	57.4%	92.5%

- ※ 発生損害率とは、以下の定義にしたがって算出されております。
 - 発生損害率=出再控除前の発生支払保険金÷出再控除前の既経過保険料×100
- ※ 元受事業費率とは、以下の定義にしたがって算出されております。
 - 元受事業費率=保険引受に係る事業費÷出再控除前の既経過保険料×100
- ※ 元受合算率<コンバインド・レシオ>とは、以下の定義にしたがって算出されております。 元受合算率=発生損害率+元受事業費率
- ※ 出再控除前の発生支払保険金とは、以下の定義にしたがって算出されております。 出再控除前の発生支払保険金=保険金等+出再控除前の支払備金積増額
- ※ 出再控除前の既経過保険料とは、以下の定義にしたがって算出されております。
 - 出再控除前の既経過保険料=保険料-出再控除前の未経過保険料積増額-発生解約返戻金等

■ 出再を行った主要な再保険会社の数と出再保険料の上位5社の割合

項目	平成 27 年度	平成 28 年度
出再先保険会社の数	3 社	2 社
出再保険料のうち上位 5 社の出再保険料の割合	100.0%	100.0%

■ 出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	出再保険料における割合		
格特区 为	平成 27 年度	平成 28 年度	
A-以上	100.0%	100.0%	
BBB以上	_		
その他	_	_	
合計	100.0%	100.0%	

[※] 格付区分は、スタンダード&プアーズ社(S&P社)の財務格付を使用し、S&P社の格付がない場合には「その他」に 区分しております。なお、各再保険会社の財務格付は、いずれも各年度末現在の格付に基づいております。

■ 未収再保険金

区分	平成 27	年度末	平成 28 年度末		
	金 額	構成比	金 額	構成比	
死亡保険	2,100	3.7%	13,800	15.3%	
引受基準緩和型死亡保険	_	-	3,015	3.3%	
医療保険	54,167	95.6%	70,623	78.5%	
引受基準緩和型医療保険	382	0.7%	2,578	2.9%	
合計	56,650	100.0%	90,016	100.0%	

経理に関する指標等

■ 支払備金 (単位:千円)

区分	平成 27 名		平成 28 4	平成 28 年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比	
死亡保険	23,547	33.8%	38,090	39.9%	
引受基準緩和型死亡保険	2,297	3.3%	9,607	10.1%	
医療保険	42,609	61.1%	46,537	48.7%	
引受基準緩和型医療保険	1,282	1.8%	1,248	1.3%	
合計	69,737	100.0%	95,484	100.0%	

[※] 支払備金は、元受契約における普通支払備金および既発生未報告損害から、それらに係る再保険契約に基づく出再 分を控除したものを示しております。

■ 責任準備金 (単位:千円)

区分	平成 27 4	年度末	平成 28 年度末		
	金 額	構成比	金額	構成比	
死亡保険	50,376	9.3%	62,605	10.2%	
引受基準緩和型死亡保険	9,483	1.7%	16,868	2.7%	
医療保険	479,744	88.4%	529,837	86.3%	
引受基準緩和型医療保険	3,146	0.6%	4,343	0.7%	
合計	542,752	100.0%	613,654	100.0%	

[※] 責任準備金は、元受契約における普通責任準備金(入院責任準備金、危険保険料積増分含む)および異常危険準 備金から、それらに係る再保険契約に基づく出再分を控除したものを示しております。

■ 責任準備金の残高の内訳

(平成 27 年度末)

(単位:千円)

				(十匹• 114)
区 分	普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金	合計
死亡保険	35,517	14,859	l	50,376
引受基準緩和型死亡保険	4,696	4,787	l	9,483
医療保険	456,858	22,885	1	479,744
引受基準緩和型医療保険	1,899	1,247		3,146
計	498,972	43,779		542,752

(平成 28 年度末)

(単位:千円)

区分	普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金	合計
死亡保険	40,615	21,990	_	62,605
引受基準緩和型死亡保険	7,285	9,582		16,868
医療保険	504,997	24,839		529,837
引受基準緩和型医療保険	2,358	1,984	_	4,343
計	555,258	58,396	_	613,654

[※] 普通責任準備金は、元受契約における未経過保険料・入院責任準備金・危険保険料積増分から、それらに係る再保 険契約に基づく出再分を控除したものを示しております。

■ 利益準備金及び任意積立金の区分ごとの残高

(単位:千円)

区分	平成 27 年度末		平成 28 年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
利益準備金	36,000	100.0%	36,000	100.0%
任意積立金	_	I	_	1
合計	36,000	100.0%	36,000	100.0%

■ 損害率の上昇に対する経常利益の変動の額

上昇率	発生損害率(支払率)が 1%上昇すると仮定			
算出方法	経常利益の減少額=発生損害額(支払額)の増加額 =既経過保険料×1%			
経常利益の減少額	平成 27 年度	平成 28 年度		
形式 市 不り 血ビン / 例グ / 予 役員	10,704 千円	14,450 千円		

[※] 異常危険準備金等の取り崩しは考慮いたしません。

[※] 既経過保険料は出再分を控除しております。

■ 事業費内訳明細

	区分	平成 27 年度	平成 28 年度
営業費	代理店手数料	20,991	29,494
	広告宣伝費	415,857	543,449
	その他営業費	136,129	136,345
	小計	572,979	709,289
	人件費	402,929	402,847
一般管理費	物件費	317,239	357,720
	小計	720,168	760,568
税金		6,484	95,587
減価償却費		26,905	33,985
退職給付引当金繰入額		3,346	2,805
事業費合計		1,329,883	1,602,237

資産運用に関する指標等

■ 資産運用方針

少額短期保険業者の資産運用については、財務の健全性の確保の観点から、預貯金や国債・地 方債等の安全資産に限定した運用が求められております。したがって、当社では、「資産運用基本 方針・管理規程」や「流動性リスク管理方針・管理規程」を策定し、これらの規程に基づく運用の実践 および管理態勢の整備を行っております。

直近では、安全性・流動性の確保を踏まえ、預貯金による運用を基本方針としております。

■ 資産運用の概況

(単位:千円)

区分		平成 27 年度末		平成 28 年度末		
		金 額	構成比	金 額	構成比	
現	預	金	919,215	59.1%	1,036,940	57.3%
金	銭 信	託		_	_	-
有	価 証	券			_	1
運	用 資 産	計	919,215	59.1%	1,036,940	57.3%
総	資	産	1,555,313	100.0%	1,809,598	100.0%

■ 利息配当収入の額及び運用利回り

(単位:千円)

区分			平成 27 年度		平成 28 年度	
			金 額	利回り	金 額	利回り
現	預	金	975	0.10%	737	0.07%
金	銭 信	託	_	ı	_	
有	価 証	券	_		_	-
小		計	975	0.10%	737	0.07%
そ	Ø	他	_		_	_
合		計	975	0.10%	737	0.07%

■ 保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

該当事項はありません。

■ 保有有価証券利回り

該当事項はありません。

■ 有価証券の種類別の残存期間別残高

該当事項はありません。

■ 有価証券及び金銭の信託に関する取得価額または契約価額、時価及び評価損益 該当事項はありません。

「SBI いきいき少額短期保険の現状 2017」

平成 29 年 7 月発行 SBI いきいき少額短期保険株式会社 〒106-6015 東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー

電話 03-6856-4531(代表) URL http://www.i-sedai.com/





SBIいきいき少額短期保険株式会社 SBI IKIIKI SSI Inc.

〒106-6015 東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー TEL 03-6856-4531(代表) http://www.i-sedai.com